

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 救急病院の申出の撤回
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【公 告】**

- | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|-------|-----|-------|
| 環境管理課 | 医療推進課 | 健康推進課 | 障害福祉課 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 長寿社会課 | 水産課 | 建築指導課 |
|-------|-------|-------|-------|---|---|---|---|-------|-----|-------|

目次

担当課（室）

○ ○ ○ ○
落札者等の決定

用 度 課

◎岡山県告示第三百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58

氏 名 代表取締役社長 藤木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417

平成 2 8 年 6 月 2 1 日 岡山県公報 第 1 1 7 9 7 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種 類		51の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 39)		51の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 28)	
能 力		72.3 k g ／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 1 週間		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 8 月		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25分／回 15時間／日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／ 日)	0. 29	0. 46	同左	
	p H	6. 5	7. 0		
	B O D (m g ／ ℓ)	404. 3	549. 6		
	C O D (m g ／ ℓ)	808. 6	1099. 2		
	S S (m g ／ ℓ)	19. 0	53. 0		
	油 分 (m g ／ ℓ)	2. 6	5. 8		
	T － N (m g ／ ℓ)	6. 0	9. 9		
	T － P (m g ／ ℓ)	0. 33	0. 50		
	チウラム (m g ／ ℓ)	<0. 0006	<0. 0006		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成28年6月21日 岡山県公報 第11797号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年6月21日から同年7月12日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

◎岡山県告示第三百六十一号

次の病院については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 松田病院

所在地 玉野市和田三―一―二〇

二 撤回の時期

平成二十八年五月三十一日

◎岡山県告示第三百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

田辺薬局寄島店

浅口市寄島町三〇六四

平成二十八年六月十九日

◎岡山県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
奥玉病院	玉野市奥玉三丁目21-7	H28. 4. 1
藤井クリニック	総社市三輪1022-2	H28. 4. 1
備中整形外科	高梁市成羽町下原254	H28. 4. 1
フーマーシイ薬局美の浜	笠岡市美の浜29-66	H28. 5. 1
石川病院	津山市川崎554-5	H28. 5. 1
北歯科医院	津山市中北下1269-9	H28. 5. 1
大前歯科医院	津山市小田中1443-7	H28. 5. 1

◎岡山県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
高梁市国民健康保険成羽病院附属 備中診療所	高梁市備中町長屋 6－1	名称	高梁市備中診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属 備中診療所	H28. 4. 1
高梁市国民健康保険成羽病院附属 平川診療所	高梁市備中町平川 6 1 7 2－4	名称	高梁市平川診療所	高梁市国民健康保険成羽病院附属 平川診療所	H28. 4. 1

◎岡山県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年六月二十一日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
奥玉病院	玉野市奥玉三丁目 2 1－7	H28. 3. 31
藤井クリニック	総社市総社二丁目 1 3－2 5	H28. 3. 31
備中整形外科病院	高梁市成羽町下原 2 5 4	H28. 3. 31
石川病院	津山市川崎 1 3 0 3	H28. 4. 30
大前歯科医院	津山市小田中 1 4 4 3－7	H28. 4. 30
北歯科医院	津山市中北下 1 2 6 9－9	H28. 4. 30

◎岡山県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 施設

種 類	名 称	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
介護老人保健施設	老人保健施設のぞみ苑	津山市川崎554-5	所在地	津山市川崎1307	津山市川崎554-5	H28.5.1

2 事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護事業者	株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369-2	ザグスタ備前	備前市大内329-2	事業所の名称	ザグスタ和気	ザグスタ備前	H28.4.1
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	和気郡和気町福富442-1	備前市大内329-2	H28.4.1
介護予防事業者	株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369-2	ザグスタ備前	備前市大内329-2	事業所の名称	ザグスタ和気	ザグスタ備前	H28.4.1
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所在地	和気郡和気町福富442-1	備前市大内329-2	H28.4.1
居宅介護支援事業者	医療法人蘭和会	津山市河辺1155-6	居宅介護支援事業所 蘭花	津山市河辺1155-6	事業所の名称	居宅介護支援事業所 ケアガーデン津山	居宅介護支援事業所 蘭花	H28.4.1
〃	〃	〃	〃	〃	事業所の所	津山市河辺332-1	津山市河辺1155-1	H28.4.1

					在地		6	
居宅介護 事業者	医療法人東浩会	津山市川崎 5 5 4 - 5	老人保健施設のぞみ苑	津山市川崎 5 5 4 - 5	事業所の所 在地	津山市川崎 1 3 0 7	津山市川崎 5 5 4 - 5	H28. 5. 1
介護予防 事業者	医療法人東浩会	津山市川崎 5 5 4 - 5	老人保健施設のぞみ苑	津山市川崎 5 5 4 - 5	事業所の所 在地	津山市川崎 1 3 0 7	津山市川崎 5 5 4 - 5	H28. 5. 1

◎岡山県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	藤井 基弘	総社市三輪 1 0 2 2 - 2	藤井クリニック	総社市総社二丁目 1 3 - 2 5	H28. 3. 31
介護予防事業者	藤井 基弘	総社市三輪 1 0 2 2 - 2	藤井クリニック	総社市総社二丁目 1 3 - 2 5	H28. 3. 31
居宅介護事業者	大前 博恵	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	北齒科医院	津山市中北下 1 3 1 5	H23. 6. 30
介護予防事業者	大前 博恵	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	北齒科医院	津山市中北下 1 3 1 5	H23. 6. 30
居宅介護事業者	医療法人東浩会	津山市川崎 1 3 0 3	石川病院	津山市川崎 1 3 0 3	H28. 4. 30
介護予防事業者	医療法人東浩会	津山市川崎 1 3 0 3	石川病院	津山市川崎 1 3 0 3	H28. 4. 30
居宅介護事業者	大前 正雄	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	大前歯科医院	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	H28. 4. 30
介護予防事業者	大前 正雄	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	大前歯科医院	津山市小田中 1 4 4 3 - 7	H28. 4. 30

◎岡山県告示第三百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コロバン道場高野

2 所在地

岡山県津山市高野本郷一二七九番地二八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会医療法人清風会

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二番地

三 廃止年月日

平成二十八年六月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一八〇〇

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百六十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市玉島乙島五五二―二

赤沢 秀治

倉敷市玉島乙島四一七九

守屋 倫之

二 加入区

乙島・柏崎

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

寄島町漁業協同組合

四 縦覧期間

平成二十八年六月二十一日から同年七月五日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔二四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一 一七―六、一 一七―七、一 一七―八、一 一七―九、一 一七―一〇、一 一七―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市玉原二丁目二〇―五三―二〇二号

入川 裕己

三 許可番号

岡山県指令建指第三七四号

〔二四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神後四〇八―四、四〇八―三五、四〇八―四七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中畝九丁目一五―二八カーサアヴェニューE一〇二

末本 光一

三 許可番号

岡山県指令建指第二四号

〔二四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町五三四―三プロムナード三宅三〇二

都竹 貴志

都竹 裕子

三 許可番号

岡山県指令建指第三六号

〔二四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町小田字新川六五〇五一、六五〇五一六、六五〇五一八、六五〇六

一、六五〇七、六五〇九一三、六五一〇一二、六五一一一、六五二二一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町小田六五〇〇

富士ベークライト株式会社

代表取締役社長 藤井 良昭

三 許可番号

岡山県指令建指第三五七号

平成28年6月21日 岡山県公報 第11797号

〔二四七〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

庁用自動車リース（小型自動車） 九台

二 借入期間

平成二十八年七月一日から平成三十七年八月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年五月十三日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

六 落札金額

三〇、八一七、五八四円（うち消費税額及び地方消費税の額一、三二二、七八四円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年四月一日